

社会福祉法人桐花会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桐花会（以下「当法人」という）の役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。ただし、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、別表第1に定めるものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席、および理事会、評議員会の招集を省略し書面による手続きをした場合、その都度手渡す。また月に数度業務を行った場合毎月25日に支給する。ただし本人から申し出があった場合は銀行振り込みにすることができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用弁償)

第5条 役員等が、法人業務を行う場合、その費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員等の場合は支給しない。

2 交通費は、その実費額を支払う。

(端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成30年10月3日より施行する。

別表1 (役員等の報酬)

(1) 評議員 (非常勤)

	日 額
評議員会への出席	10,000 円
評議員会の決議の省略の場合	3,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	10,000 円

(2) 理事 (非常勤)

	日 額
理事会等会議への出席	10,000 円
理事会等の決議の省略の場合	3,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	10,000 円

(3) 監事 (非常勤)

	日 額
監事監査等への出席	10,000 円
理事会等決議の省略の場合	3,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	10,000 円